

エミール

平成18年3月10日
四季報（通巻第8号）

発行：三重県児童相談センター
電話059-231-5666

ものがたる人々とともに

中勢児童相談所 鈴木 聡

「ものづくり」の仕事が見直されています。私自身は「ものづくり」の原点とも言える木工をここ10年以上趣味にしていますし、人生をやり直せるならそういう仕事もしてみたいと思っています。しかし、今回は「ものづくり」の対極にあって日々従事している児童相談という仕事について「ものがたり」をキーワードに紹介してみたいと思います。

私自身はあまりテレビを見ませんが、たまにつけると「ものがたり」があふれています。

朝の連続テレビ小説ばかり、テレビドラマばかり、話題の映画ばかりです。

泣ける映画が話題を集めるように、共感できる「ものがたり」は人の心を癒す不思議な力を持っています。また、「悩みを聞いてもらおうと気持ちがスッキリした」と言うように自分の「ものがたり」を他人に聞いてもらおうことも、これまた同様の効果を持っています。

吉本新喜劇のような生活に根ざした「ものがたり」に根強い人気が集まるのも、心が癒される力を皆が感じているからに他ならないからでしょう。

児童相談所で仕事をする、ということは来談者の「ものがたり」に触れることだと私は常々思っています。来談される多くの方は、大変な「ものがたり」の登場人物として悩み、困惑し、苦しんでおられますが、ストレートにはそれを語る言葉を持っておられないことが多く、一緒に「ものがたり」を書き上げていく作業が、まさに我々の「面接」にあたります。

来談された方の「主訴」や家族構成などを一応聞き終えた後が、いよいよ「ものがたり」のスタートです。

「歴史」にはすべてそれを作った（語った）人の意図が働いています。時の為政者は自分が好むことのみを取りだして「歴史」を語ると言いますが、そのような意図が働くという意味で、来談者の語る「生育史」を聞くことは大切です。生まれてから今までの、その人が語る生育史には、その人の思いや強く訴えたいことが多分に含まれています。

「雑談」は面接の命だと思います。児童相談は子どもの相談と言いつつ、実は親の生きざまに触れる仕事です。それも「世間話」程度ではありません。

トラックステーションに止めた車の中で寝泊まりしながら全国を走り続ける運転手パパ、悪い肝臓を気遣いながらも客から勧められた酒を飲まざるを得ないスナックのママ、クレームの対応に神経をすり減らすチェーン店の雇われ店長さん、そういう方々が生きる世界の話しを「雑談」として聞きながら、目の前にある一人のひとの人生に思いを馳せます。

相談事には「背景」があります。場合によっては三世代前にまで遡る作業も必要になります。

その中で隠された「ものがたり」に出会う場合も多く、性的虐待はその最たるものでしょう。それだけでなくも聞いている私が「よくもまあ生きていたよね。よかったね」と相づちを入れたくなる場面によく出くわします。その場に居合わせた人しか語れない迫りに圧倒されそうになる瞬間でもあります。場合によっては感動すら覚える、そういう「ものがたり」も不思議な力を持っています。

「ものがたり」は人間の心と心を結び合わせ、信頼感を作り出します。

我々の仕事は、親御さんから聞いた生育史や雑談、子どもの心にある事実、周囲からの話しなどから「ものがたり」を再構成し、少しだけ新しいページを付け加えて返すことだと思います。それが真実かどうかは誰にも分かりませんが、一つの歴史を書くことと言っても良いのではないのでしょうか。それをケースワーカーは「社会診断」と言われる報告書にまとめるのですが、そこにどれだけ「ものがたり」を書き込めるか力量が問われていると思います。

児童虐待の対応が増え、児童相談所で「ものがたり」を聞く機会が少なくなったのは寂しいことです。もちろん虐待に至る家庭には、壮絶な「ものがたり」が隠れているのですが、「強制介入！」などという進軍ラッパがあちこちから聞こえてきますと、そういう雰囲気ではせいぜい聞けて、「ものがたり」のほんのさわり程度です。

これが時代の要請というものでしょう。対応のスタート時点で行政権限を行使し、強い処置を執ったからと言って、その後信頼関係が構築できません、という事はないのでしょうか。逆に「言うべきことを言わずして見せかけの信頼関係を築く」ことに意味はないと思います。

進軍ラッパの鳴り渡る中でも「ものがたり」を聞くことが出来るようになることは、児童相談所に課せられた大きな課題です。しかし、なるべくなら静かに「ものがたり」を聞く作業に集中したいと思っている児童相談所関係者は、私だけではないはずであると思っています。

今回原稿の依頼を受けたとき、ちょうど児童心理司の東海北陸ブロック研修のころでしたのでそのときに感じたことを記したいと思います。

研修のテーマは「被虐待児の心理療法」ということで、2つの事例検討と森田喜治龍谷大学教授の講義で構成されていました。2事例の検討の中で森田先生が「児童相談所の心理療法ってどこでもこんなに指示的、教育的なの？」と驚いていました。事例提供者が2名とも1～2年目ということがあったとしても、私もずいぶんと焦っているなあという感想を持ちました。

面接の中で子どもと関係を作っていくのには時間がかかります。大人と良い関係を築く経験が乏しい被虐待児となればなおさらです。一方、児童相談所への通所は子どもや保護者が自主的に行う場合と、何かのきっかけで通所せざるを得ない場合があります。

特に後者の場合、通所が続いている間に何とかしたいという焦りの気持ちが職員の側にでてきてしまいやすいし、そうすると子どもが面接の中で出してきたことに対して、自分の価値観だけで判断して、扱いが雑になってしまいやすくなるのではないのでしょうか。自分の焦りなどを自覚できないとセラピー自体が訳のわからないものになってしまいます。

私の経験になってしまいますが、保護された被虐待児との関係ができてきたなあと感じられるようになるのは、毎週セラピーを行って3ヵ月ぐらい経ったころが多かったと思います。

子どもとの関係作りは焦ったところでケースは進展しません。ケースにもよりますが、通所はなんとなく不安定要素が強いように感じます。そんな中で、自分の中に余裕を持って相手の変化を待つことは容易ではないけれど大切であると思います。

子どもとの関係では、大人の側が待つことが多くあります。生まれてくるまでも待つし、生まれてきてからも援助をしながら、子どもが成長、発達していくのを待つこととなります。具体的にはご飯をスプーンで食べるようになること、靴を履くこと、排泄が自立することなどです。大人が手を出してしまえば、さっさとすんでしまうことをあえてしないで、ちょっと手伝ったり、手を出さずに見守ったりすることは、ときにもどかしさを感じます。しかし、そんなときに「まだその時期じゃないな」とか「いつまでもこの状態が続くわけじゃないし」と思えるとふっと肩の力が抜けて楽な気分になれます。自分の中だけで解決できるときもありますが、何気ない会話で気づきを得ることも多くあります。

事例検討は、提供者の話の聞いているだけでも過去の失敗を思い出したり、意味づけを考え直したりして心中は穏やかではないけれど、普段のケースに関する何気ない会話とともに、心理職としての気づきと成長、子どもが出してくれたサインを見逃さないためにも必要なものであると改めて感じた研修でした。

教育現場から児童相談所勤務となって3年が過ぎました。ともに子どもに関わる仕事とはいえ当初は戸惑いの連続でした。想像以上の虐待ケースの多さに驚きつつ、対応の仕方に確信のもてない日々が続きました。この間、ケースカンファレンスや諸先輩方の意見・助言をいただいて、3年が過ぎた今、ケースに対する先の見通しが見えてきた今日この頃です。

今日の問題であるとはいえ、児童相談所の抱えるケースは増加の一途を辿っており、職員の少なさからくる物理的な無理が大きくなひずみとなっています。伊賀児童相談所でも、平成17年度の相談件数は、1月現在で356件となっています。そのような中でも子どもの命に関わる虐待のケースが緊急性を帯びているためどうしても優先されてしまい、そのほかの相談にかかる時間的な制約がでてきます。

大変な自己犠牲を払っての仕事だと、いまさらながらにその激務にあきれ、あきらめの日々ですが、もっとゆとりを持って丁寧に一つ一つのケースに当たっていききたいというジレンマと闘っています。

教育現場にいたとき、どうして児童相談所が動いてくれないのかと思ったことがありましたが、いざ自分がその中に入ってみると、法律の縛りがあったり、見通しを持ったうえで、今は動けない、動くべきではないという時期があることがわかってきました。

福祉と教育現場とのスタンスの違いを、両方の機関に携わることで納得しました。教育現場は、どうしても限られた年限の中で指導が行なわれますが、一方福祉の場ではもう少し長い期間での支援が図られます。しかし、ケースを通して学校に足を運び、こちらの見解を訴えていくなかで共通認識が生まれたとき、ケースは非常にスムーズに動いていきます。学校と児童相談所が十分な意志の疎通を図り、両者の相互理解の下に連携をしていくことが、一人の子どもの幸せを築いていくうえで、必須のものであるとあってよいと思われます。

機関としてできることの限界を感じながらも、ケースの中ではやはり一個人として、もがき苦しみながら、子ども達の幸せな未来を思い描きつつ寝不足と戦っている毎日です。そうした中で、教育現場の経験を持つ自分としては、今後も福祉と教育現場の両機関の相互理解に努めていきたいと思っています。

発達につまずきのある子と付き合うということ

紀州児童相談所 石田 裕美

H16年度から御浜町が特別支援教育モデル事業に取り組み始め、今年度「推進事業」に移りましたが続けていくとのことだったので、紀南を担当していた御縁で“巡回相談員”や“専門家チーム”の一員として関わってきました。御浜町内の小・中学校全校（小学校4校、中学校3校）に“校内委員会”や“コーディネイター”を設置して、「気になる子」の洗い出し、巡回相談員や関係機関への相談、教員の体制作り等を進めています。しかし、子どもの数も学校によってまちまち（少ないところは20人、多いところは300人）ですし、学校側の意識にも随分差があるように感じます。

学校の先生と話していると、「そうは言っても親にどう説明したらいいのか・・・」「どこまでが障害で、どこからがワガママなのか、どこで線引きすればいいのか?」「理論は立派でその通りだと思うが、人もお金も付いていないのでは引き受け手はいない、現場がしんどいだけ」等、否定的な言葉がよく聞かれます。名前に“特別”とあるので、「特別扱いをしなくてはいけない、そんなことはできない（他にも大変な子はたくさんいるのに、1人にだけエネルギーを注ぐなんて無理）」と思っている人が多いようです。これを言い始めるとなかなか強硬で、そういう人に限って「この子には人の気持ちがわからない、思いやりがない」なんて言われたりします。

しかし、発達障害児と呼ばれる子ども達は、“普通の”人には気にならないようなことが気になって仕方がなかったり、“普通の”人には考えつかないような思考ルートを持っていたり、認知の仕方が違うのだと言われたりしているように、全然違う感覚世界の中に生きているのかもしれない。刺激がいっぱいで訳がわからなくて疲れ果てていたら、他の人の気持ちや周囲の目なんて気遣う余裕はなくなるし、ワガママだって言いたくなるんじゃないかなあ。子どものしんどさ、不器用さに気付けないままルールを押し通そうとする大人と、しんどくてもがいて結局失敗を重ねてしまう子ども、思いやりがなくワガママなのはどっちなんだろうと思うときがあります。

学校のあり方や教員の資格も「特殊教育」から「特別支援教育」の方向へどんどん変わろうとしています。そもそも憲法では「すべて国民は、～その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する（第26条-1）」と謳われているのですから、決して新しいことが突然始まるというわけではありません。日々奮闘している学校現場の実態を文章化して制度の形にまとめただけ。“これは使える”と感じる部分が少しでもあれば取り入れて、学校の先生方が子ども達と付き合いやすくなることを願っています。私も、子どもと周囲の人との橋渡しをするような仕事ができるように心がけていきたいと思います。

言葉の意味

中勢児童相談所 鹿野 久里恵

児童相談所で心理司の臨時職員として仕事を始め、2年が経とうとしています。ふり返ってみますと、子ども達と面接を重ねる中で、実にたくさんを感じてきた

ことに気づかされます。そして——結局のところ私は、人間とはいかに不可解な存在であるかということに、日々心を砕いているような気がします。

例えば、学校が嫌いな子どもがいます。 “そうか、学校が嫌いか” と心の中で思いながら、こちらは話を聞いています。何で学校が嫌いなんだろう？当然ながら、こんな疑問が出てきます。すると、子どもはこう言います。「学校の建物が嫌い。薄暗くて古くて校舎の感じが悪い。だから行きたくない。」こんなとき、「よし、この子はもっと校舎の新しい学校へ転校した方が良いでしょう」とは考えません。「建物」という答えが表わしているのは、言ってみれば“一本の木”みたいなものであって、その背後には黒々とした森が広がっています。心の中を支配しているのは、背後にそびえる大きな黒い塊なのだけれど、それは実に大きくて、鬱蒼としていて正体すらわかりません。時々ゆさゆさと揺れて、心の中に影を落とします。だから子ども達はどうしても、目の前の“一本の木”に向かって、むなしいパンチを繰り返すだけなのです。

こんな場合はどうでしょうか。これは、私が体験したエピソードを元に脚色した「物語」です。学校でも家庭でも相当に大変な経験をしてきた中学生がいます。彼女は、「中学校を卒業したら、外国へ行って地雷除去のボランティアに参加したい」と語りました。危険なボランティアに身を投じ、死んでも構わないという。そして、その決意を母親に告げました。彼女にしてみれば相当な覚悟でそれを告げたに違いないのだけれど、母親はこう言ったといます。「そんな危ない所へ行きたいなんて、変な子」。——彼女はガクリと肩を落とし、「うちの母親は全くわかっていない」と嘆きました。それもそのはずです。彼女が本当に言いたかったのは、“自分がいかに苦しんでいるか”ということなのです。地雷除去だとかボランティア云々の話ではなくて、命を落としても構わないと思うくらいに、辛く追い込まれた気持ちであるということ、母親にわかってほしかったのです。

私達はコミュニケーションにおいて、ついつい言葉だけに頼りがちですが、そのせいで、背後にあるもっと大きな何物かを見落としてはいけないでしょうか。本当に言いたいことは、ときとして、言葉の後ろにそびえているのかもしれませんが。目に見える形、耳に届く音、手で触れられるものの向こう側に広がる何かを、そっと感じてみることも、あるいは必要なのではないのでしょうか。

最後に “児童相談所での勤務という貴重な経験を得られたことに感謝しまして”

要保護児童対策への思い

こども家庭室 藤谷 琢史

4月にこども家庭室に着任してから、はや1年が過ぎようとしています。これまでに児童相談所の勤務経験がありませんでしたので、児童福祉という仕事の責任の重さ

と、児童福祉の現場が抱える問題の深刻さに圧倒されながら、日々悪戦苦闘しております。4月から半年間、要保護児童の措置関係の仕事を主にさせていただき、感じたことを、「素人」故の視点で書かせていただきます。稚拙な文章となることをお許しください。

着任してまず手渡されたのが、ずっしりと重い児童福祉六法でした。そして、それを広げてまず目に入ったのが、次の児童福祉法の総則です。

児童福祉法第1条第1項「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。」、同第2項「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」。

最初にこの児童福祉法の第1条を読んだときは、これとって特別な印象を持ちませんでしたでしたが、次第にこの文章の持つ意味の深さを知ることになりました。全ての子ども達にとって、この第1条を保障されることがいかに難しいか。親の愛情を受けながら健やかに育つことのできない子どもがいかに多く、またその背景にいかに根深い問題が隠されているか。保護を必要とする子どもの背景には、児童虐待をはじめとする養育不全があり、虐待の背景には、子育て不安や虐待の世代間連鎖があり、その背景にはさらに少子化や地域社会の変容といった社会全体の構造的な問題があるのだということがわかってきました。また、要保護児童施策と一口に言っても、子どもを児童養護施設に保護するだけではなく、保護後の自立支援や、児童虐待の予防といった視点からも施策を考えなければならないことが分かりました。

特に、児童虐待等で親による養育を受けられなくなった子ども達を、安全で適切な環境で保護することは、私達が最も重くその責任を受け止めなければならない部分だと思います。行政が関わりを持って保護する以上、児童福祉法の第1条にうたわれている児童の健やかな育成は当然保障されるべきものです。この点で、今私がさせていただいている要保護児童の措置というのは、非常に責任の重い仕事であると感じています。

しかし、親から満足な愛情を受けず、心に傷を負った子ども達が、施設に入れば健やかに育つことができるとは、必ずしも言えません。やはり、「家庭」で「親」による養育を受けることにより、子ども達は初めて本当に健やかに成長していくものだと思います。その点で、保護児童の家族再生や親にかわって愛情を持って育てていただける里親制度の促進が今後一層重要になってくると感じています。

最後に余談になりますが、私もあと数ヶ月後に父親になることになりました。今、妻のお腹の中で、新しい命が育っています。まだ名前も無いこの子はもちろん、この子と同じくこれから生まれる子ども達が全て健やかに育つことのできる社会をこれから我々が作っていかなければならないと思います。